

# 調査季報

## 185号 特集:いわゆる「ごみ屋敷」に関する取組を考える ～条例の施行から3年を経過して

を発行します。



1. はじめに ～特集のねらい～
  2. 座談会／条例の施行から3年を経過して
  3. いわゆる「ごみ屋敷」の問題の所在  
～セルフ・ネグレクトの視点から
  4. 条例の基本的な考え方と取組の全体像
  5. インタビュー／条例制定当時を振り返る
  6. 区における「ごみ屋敷」への対応  
～神奈川区は何を大切にしたらか
  7. 排出支援の取組から
  8. 対応事例から
  9. 3年間の対応状況
  10. ごみ屋敷への条例対応
  11. いわゆるごみ屋敷への精神保健福祉の  
視点からの考察
  12. 地域における取組から  
～民生委員の活動を振り返って
  13. 新たに見えてきた傾向と課題
  14. 金沢区富岡第一地区「お元気お助け隊」  
などの活動を通して
  15. 座談会／ごみ問題を抱える人への支援を  
考える～制度の狭間を埋める支援とは
- <調査研究レポート>

本市のいわゆる「ごみ屋敷条例」が平成28年12月1日に施行されて3年以上が経過しました。

横浜市では、本人に寄り添った福祉的な「支援」を基本とし、条例の施行から昨年度末までで既に100件以上のごみ屋敷が解消されています。しかし、一方で、なかなか解消の難しい事例があることも事実です。

今回の調査季報185号では、この「ごみ屋敷」に関する取組について考えていきます。

条例では、福祉的な「支援」とともに、勧告、命令、代執行等の「措置」が定められていますが、「支援」と「措置」のバランスをどう考えるのか。住民同士のつながりの希薄化が言われる中、地域で孤立したその本人と地域住民はどのような関係を築くことができるのか。介護保険等の公的サービスに該当しない「制度の狭間」にどう対応していくのかなど、論点や視点は様々です。

はじめに、連携して取組を進める局長・区長等による座談会や、条例の基本的な考え方や取組等をお伝えした上で、実際の事例を3つ紹介。さらに、法的な視点、精神保健福祉の視点、地域の立場から「ごみ屋敷」の問題を考察します。そして最後に、有識者による座談会「ごみ問題を抱える人への支援を考える～制度の狭間を埋める支援とは」で、今求められていることを考えます。

○ 調査季報は、市民生活にとって重要な課題や自治体の政策について、市職員や専門家・市民が意見を発表、討論するための政策研究誌です。昭和38年から50年以上にわたり発行されています。

1冊 500円 (税込)

◎ 3月27日(金)から、市庁舎1階 市民情報センター刊行物サービスコーナーにて販売します。

また、各記事は市ホームページにも掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/tyousakihou/>

バックナンバーは、市ホームページで全号をご覧いただけるほか、165号以降は市民情報センターでご購入いただけます。

お問合せ先

政策局政策課データ活用推進等担当課長 宮崎 郁 Tel 045-671-4087